

## 新型コロナウイルス感染症予防対策等について

受験生各位

慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、東京都に発出されている、日本政府による緊急事態宣言の実施期間が、9月12日まで延長されることとなりました。この緊急事態宣言が慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）の入学試験の実施日までに解除されなかった場合であっても、9月4日(土)、5日(日)に三田キャンパスで予定している入学試験は、新型コロナウイルス感染症予防に十分留意しながら実施します。試験会場で受験することができない受験生へのオンラインでの試験や追試験等の特別措置は行いませんのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症予防対策等について

試験会場では定期的に室内の換気、消毒を行い、係員はマスク等を着用します。

受験生のみなさまにおかれましては、マスクの着用、手洗い・うがいの励行等、感染症予防と体調管理に努め、試験に臨んでください。試験当日は以下の対策についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1) 試験会場には集合時間（午前9時30分）の1時間前（午前8時30分）から入構することができます。時間に余裕をもってお越しください。キャンパスへの入構は正門のみとなります。
- 2) キャンパス入口(正門のみ)にてサーマルカメラによる検温を実施します。発熱（37.5℃以上※）の疑いがあれば非接触体温計で再度検温し、37.5℃以上の場合は入構することができません。当日キャンパスに入構することができなかった受験生に対し、追試験等の特別措置は行いません。  
※平熱が高い等、特段の事情がある方は試験前1週間程度の体温記録をつけ、当日ご持参ください。
- 3) キャンパス入構の際は必ずマスク（不織布推奨）を正しく着用してください。マスクを正しく着用していない場合は入構できません。ただし、写真照合の際は、係員の指示に従って、マスクの取り外しにご協力をお願いいたします。
- 4) 試験会場入口に備え付けてあるアルコール消毒液の利用と手洗いによって、手指の消毒にご協力ください。
- 5) 入構は受験者本人のみ可能です。付き添いの方は入構いただけません。
- 6) 以下の物品の試験中の着用・使用を認めます。不正行為防止のため、机上の物品を確認することがあります。
  - ・フェイスシールド（シールド部分が無色透明のものに限る）
  - ・ビニールまたはゴム手袋（無色透明のものに限る）
- 7) 換気を実施し、同時に冷房もかけるため寒暖差が生じる可能性があります。体温調節しやすい服装でお越しください。水分補給のため、ラベルを剥がした蓋付きペットボトル飲料を机上に置き、試験中に飲むことを認めます（水筒不可）。なお、配布物は原則として交換できませんので、飲料をこぼさないよう注意してください。飲み終わり次第速やかにマスクを着用してください。
- 8) 受験生が利用する机には受験番号シールが貼られています。試験終了後、監督者の指示に従い自身の受験番号シールは剥がして持ち帰るようお願いいたします。
- 9) 試験終了後は速やかに帰宅してください。
- 10) 3つの密（密閉・密集・密接）とならないようお互いに注意してください。受験生同士で集まったり、

会話をしたり、一緒に食事をしたりすることは、教室外でも避けてください。休憩時間の食事の際は、自席のほか、西校舎の501教室（地下）、531・532・533教室（3階）も利用可能です（9月4日（土）のみ）。食事の際は密を避けるための移動および黙食の厳守について、ご協力をお願いいたします。

以下の各項に一つでもあてはまる場合は、受験をご遠慮ください。

- ・ 37.5℃以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に感染している、またはその感染症の出席停止期間にあたる場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合（濃厚接触者※を含む）。

※濃厚接触者：受験生が保健所から新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者に該当するとされた場合でも、次の(1)～(3)の要件をすべて満たす受験生に対しては、別室での受験を認めます。この場合は、8月31日までに学生部法科大学院入試係（連絡先：ls\_admissions@info.keio.ac.jp）までお申し出ください。

- (1) PCR検査の結果、陰性であること
- (2) 受験当日も無症状であること
- (3) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて受験会場に來場することができること

- ・ 試験当日の時点で、国外から日本への入国後14日間経過していない場合

●学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項

本学の入学試験では、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に罹患し治癒していない場合、他の受験生や試験監督者等への感染のおそれがあるため、受験をご遠慮いただいております（病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。